



青森県報

号外第二十五号

平成十四年三月二十九日(金曜日)

目次

訓令

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令……………(人事課)…

訓

令

青森県訓令甲第九号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「室長補佐」の下に「行政組織規則第二十三条の三の二に規定するグループリーダー」を加え、同条第十二号中「地域農業改良普及センター所長」の下に「家畜保健衛生所長」を、「水産事務所長」の下に「漁港漁場整備事務所長」を加え、「及びダム管理所長」を「ダム建設所長、都市公園事務所長、港湾管理所

長及びダム管理所長」に改める。

第四条の二第一項中「市町村振興課長」を削り、「青少年課長」を「青少年・男女共同参画課長」に改め、「工業振興課長」及び「市町村振興課津軽下北振興室長(以下「津軽下北振興室長」という。)」を削り、「青少年課ごもの文化推進室」を「青少年・男女共同参画課ごもの文化推進室」に改め、「工業振興課企業誘致推進室長(以下「企業誘致推進室長」という。)」を削り、同条第二項中「津軽下北振興室長」及び「企業誘致推進室長」を削る。

第五条第四項中「かわらざ」の下に「健康福祉ごもセンター(三戸地方健康福祉ごもセンターを除く。)」の福祉部長及びごも相談部長、西北地方健康福祉ごもセンターの鯉ヶ沢町駐在の次長、上北地方健康福祉ごもセンター保健部の健康増進課に係る事務を担当する次長(第十二条第六項において「健康増進課担当の次長」という。))を加え、「第十二条第六項において「管理課」を「第八項、第十二条第六項及び別表第五において「管理課」に、「次長及び当該課又は部」を「部長又は次長及び当該部(西北地方健康福祉ごもセンターにあつては、鯉ヶ沢町駐在を除く。)、鯉ヶ沢町駐在又は課」に、「次長の」を「部長又は次長の」に、「次長に」を「部長又は次長に」に改め、同条第六項中「総看護婦長」を「看護局長(青森県立つくしが丘病院にあつては、看護部長)」に改め、同条第八項を次のように改める。

8 青森県環境保健センターの環境管理部に係る事務を担当する次長(第十二条第六項及び別表第五において「環境管理部担当の次長」という。))及び環境管理事務所環境管理事務所長、健康福祉ごもセンターの保健部長、福祉部長及びごも相談部長、西北地方健康福祉ごもセンター福祉部の鯉ヶ沢町駐在の次長、西北地方福祉事務所鯉ヶ沢支所の支所長、十和田食肉衛生検査所三戸支所の支所長、十和田食肉衛生検査所のむつ市駐在の職員、青森県立保健大学の事務局長、事務局次長及

び総務課長、青森県立中央病院及び青森県立つくしが丘病院の事務局長、事務局次長及び経理課長（青森県立つくしが丘病院にあつては、総務医事課長）、農林水産事務所の管理課等担当の次長、家畜保健衛生所の家畜保健衛生所長、水産事務所の水産事務所長及び漁港漁場整備事務所の漁港漁場整備事務所長、青森県土整備事務所浅虫・駒込ダム建設所のダム建設所長、青森県土整備事務所都市公園事務所の都市公園事務所長並びに県土整備事務所の港湾管理所の港湾管理所長及び駐在主任は、事務委任規則の規定により青森県環境保健センターの所長、健康福祉こともセンターの所長、西北地方福祉事務所の所長、十和田食肉衛生検査所の所長、青森県立保健大学の学長、青森県立中央病院及び青森県立つくしが丘病院の院長、農林水産事務所の所長並びに県土整備事務所の所長に委任された事務のうち、別表第五に掲げる事務をそれぞれ専決する。

第五条第十項中、「管理課長」を削る。

第十一条第四項中「市町村振興課津軽下北振興室の分掌事務のうち市町村振興課長が企画振興部長の承認を得て定めるものについては市町村振興課長が不在のときは津軽下北振興室長が」を削り、「青少年課どもの文化推進室」を「青少年・男女共同参画課どもの文化推進室」に、「青少年課長」を「青少年・男女共同参画課長」に改め、「工業振興課企業誘致推進室の分掌事務のうち工業振興課長が商工観光労働部長の承認を得て定めるものについては工業振興課長が不在のときは企業誘致推進室長が」を削る。

第十一条の二中「班長又は財政主幹」を「若しくは財政主幹又はあらかじめ総務部長の承認を得て財政課長が指定する職員が、防災消防課、市町村振興課、統計情報課、国際課、青少年・男女共同参画課、環境政策課、薬務衛生課、工業振興課、労政・能力開発課、団体経営改善課、流通加工課、港湾空港課及び建築住宅課にあつてはあらかじめ主管部長の承認を得て課長が指定する職員」に改め、「班長又は主幹が」の下に「文化・スポーツ振興課、監理課、河川砂防課、都市計画課及び出納課にあつては当該事務を担当する班長又はあらかじめ主管部長の承認を得て課長が指定する職員が」を加える。

第十一条の三中「津軽下北振興室長」及び「企業誘致推進室長」を削る。

第十二条第五項中「かわらぬ」の下に「健康福祉こともセンターにあつては、所長が不在のときは当該事務を担当する総務企画室長、保健部長、福祉部長又はことも相談部長が」を加え、同条第六項中「青森県立保健大学の」を「健康福祉こともセンターの保健部長、福祉部長及びことも相談部長、青森県立保健大学の」に改め、同

項各号列記以外の部分中「総看護婦長」を「看護局長（青森県立つくしが丘病院にあつては、看護部長）」に改め、「環境管理部担当の次長」の下に「西北地方健康福祉こともセンターの鯉ヶ沢町駐在の次長、上北地方健康福祉こともセンター保健部の健康増進課担当の次長」を加え、同項第五号中「環境管理部担当の次長」の下に「西北地方健康福祉こともセンターの鯉ヶ沢町駐在の次長、上北地方健康福祉こともセンター保健部の健康増進課担当の次長」を加え、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 青森県立中央病院にあつては、看護局長が不在のときは当該事務を担当する看護局次長又は看護指導監督が、看護局長及び当該事務を担当する看護局次長又は看護指導監督がともに不在のときは院長が定めた順序により他の看護局次長又は看護指導監督が、看護局長、看護局次長及び看護指導監督がともに不在のときは当該事務を担当する看護班長が、青森県立つくしが丘病院にあつては、看護部長が不在のときは副看護部長が、看護部長及び副看護部長がともに不在のときは当該事務を担当する看護班長がその事務を代決する。

第十二条第六項中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 健康福祉こともセンターの保健部長、福祉部長及びことも相談部長が不在のときは、当該事務を担当する次長又はことも相談第一課長（東地方健康福祉こともセンターを除く。）がその事務を代決する。

別表第一各課共通（各課専決事項において別に定める場合を除く。）の項の課長専決事項の欄第二号中「受理」の下に「並びに旅行依頼」を加え、同欄第二十号中「旅費」を削り、同欄中第二十八号及び第二十九号を削り、第三十号を第二十八号とし、第三十一号から第三十八号までを二号ずつ繰り上げ、同表人事課の項の第二号の部長専決事項の欄イを削り、同号の課長専決事項の欄イ中「第十条の規定による」を削り、「支給」を「決定」に改め、同項の第三号中「職員等の旅費に関する条例」の下に「（昭和二十七年九月青森県条例第四十五号）」を加え、同表税務課の項に次の一号を加える。

四 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の施行に関する次のこと。

イ 第四百九十九条第一 第三百八十九条第一
項の規定による固定 項の規定による固定資

資産の評価の修正動
告に関する事。

産の評価及び当該固定
資産の所在するものと
される市町村及びその
価格等の決定並びに決
定した価格等の配分に
関すること。
口 第四百一条の規定に
よる固定資産の評価の
援助に関する事。

別表第一消防防災課の項中「消防防災課」を「防災課」に改め、同表市町村振興課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同表統計課の項中「統計課」を「統計課」に改め、同表生活衛生・交通安全課の項中「生活衛生・交通安全課」を「生活・スポーツ課」に改め、同項第三号から第十八号までを削り、同表青少年課の項中「青少年課」を「青少年・福祉課」に改め、同表環境政策課の項に次の二号を加える。

十 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）の施行に関する事。

イ 第十三条の規定による資料の提供の要求に関する事。

十一 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）の施行に関する事。

イ 第十七条第一項（第二十八條及び第三十三條において準用する場合を含む。）の規定による登録の取消し及び業務の停止の命令に関する事。
イ 第九条第一項の規定による第一種フロン類回収業者の登録（第十二条第一項の規定による更新の登録を含む。）に関する事。

すること。

口 第二十五条第一項の規定による第二種特定製品引取業者の登録（第二十八条において準用する第十二条第一項の規定による更新の登録を含む。）に関する事。
ハ 第二十九条第一項の規定による第二種フロン類回収業者の登録（第三十三条において準用する第十二条第一項の規定による更新の登録を含む。）に関する事。

別表第一自然保護課の項の第七号の部長専決事項の欄イ中「土地掘さく」を「土地掘削」に改め、同欄口中「第五条（第八条第二項）を「第七条第一項（第九条第二項）に改め、及び第六条（第八条第二項において準用する場合を含む。）を削り、「土地掘さく」を「土地掘削」に改め、同欄八中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同欄二中「第十八条」を「第二十七条第一項」に改め、同二を同欄へとし、同欄八の次に次のように加える。

二 第十五条第一項の規定による温泉成分分析を行う者の登録に関する事。
ホ 第二十一条の規定による登録の取消しに関する事。

別表第一自然保護課の項の第七号の課長専決事項の欄八中「第十八条」を「第二十七条第二項」に改め、同八を同欄二とし、同欄口中「第十五条」を「第二十六条」に改め、同口を同欄八とし、同欄イ中「第七条（第八条第二項）」を「第八条（第九条第二項）」に改め、同イを同欄口とし、同口の次に次のように加える。

イ 第五条第二項の規定による土地掘削の許可の有効期間の更新に関する事。
別表第一健康医療課の項の第一号の部長専決事項の欄中口を削り、八を口とし、二

を削り、ホをハとし、同号の課長専決事項の欄に次のように加える。

□ 第十四条第一項の規定による指定届出機関の指定に関する事。

ハ 第三十八条第二項の規定による感染症指定医療機関の指定に関する事。

別表第一健康医療課の項の第二号の部長専決事項の欄中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、同号の課長専決事項の欄中ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

□ 第三十六条第一項の規定による医療機関の指定に関する事。

別表第一健康医療課の項の第七号の部長専決事項の欄イ中「第十九条」を「第十九条第三項」に改め、「指定及びその」を削り、同号の課長専決事項の欄中チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 第十九条第一項の規定による被爆者一般疾病医療機関の指定に関する事。

別表第一健康医療課の項の第八号の部長専決事項の欄中ロを削り、ハをロとし、ニを削り、ホをハとし、ヘをニとし、トをホとし、チをへとし、リをトとし、又をチとし、ルをリとし、ヲを又とし、ワをルとし、カをヲとし、同号の課長専決事項の欄中イからハまでを削り、ニをイとし、ホ及びヘを削り、トをロとし、チをハとし、同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同項の第十五号中「保健師助産師看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に改め、同号の部長専決事項の欄イ中「第十四条第四項」を「第十四条第一項」に、「准看護婦」を「准看護師」に改め、同欄ロ中「准看護婦養成所」を「准看護師養成所」に改め、同号の課長専決事項の欄イ中「准看護婦」を「准看護師」に改め、同欄ロを削り、同号を同項の第十四号とし、同項の第十六号中「保健師助産師看護婦法施行令」を「保健師助産師看護師法施行令」に改め、同号の部長専決事項の欄イ中「准看護婦養成所」を「准看護師養成所」に改め、同号を同項の第十五号とし、同項の第十七号の部長専決事項の欄イ中「第五条」を「第五条第一項」に改め、「停止」の下に「の命令」を加え、同号を同項の第十六号とし、同項中第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とし、第二十号から第二十六号までを削り、第二十七号を第十九号とし、第二十八号を第二十号とし、同項の第二十九号中「青森県保健師・助産師・看護婦修学資金貸与条例」を「青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例」に改め、同号を同項の第二十一号とし、同項の第三十号中「青森県保健師・助産師・看護婦修学資金貸与条例施行規則」を「青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例施行規則」に改め、同号を同項の第二十二号とし、同項の次に次のように加える。

課 生 衛 務 薬

一 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）の施行に関する次のこと（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品又は医療用具に係る同法の施行に関するものを除く。）。

イ 第十四条第一項の規定による日本薬局方外医薬品等の製造の承認に関する事。
ロ 第七十三条の規定による薬局及び一般販売業の管理者の変更の命令に関する事。

ハ 第七十四条の規定による配置販売業に係る業務の停止の命令に関する事。
ニ 第七十五条第一項の規定による薬局開設等の許可の取消し及び業務の停止の命令に関する事。

イ 第五条第一項の規定による薬局の開設の許可に関する事。
ロ 第五条第二項の規定による薬局の開設の許可の更新に関する事。

ハ 第八条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）ただし書の規定による薬局の管理者に係る許可に関する事。
ニ 第十二条第二項の規定による医薬品等の製造業の許可に関する事。

ホ 第十八条第一項の規定による製造所において製造する品目の変更及び追加の許可に関する事。
ヘ 第三十条第一項の規定による配置販売業の許可に関する事と（一）以上の健康福祉こどもセンターの所管区域にわたる区

所管区域にわたる区

二 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号）の施行に関する次のこと。

イ 第十九条第四項の規定による毒物若しくは劇物の販売業の登録又は特定毒物研究者の許可の取消し及び販売業の登録を受けている者又は特定毒物研究者の業務の停止の命令に関すること。

域を配置区域とする配置販売業に係るものに限る。）
ト 第七十条第一項及び第二項の規定による医薬品等の廃棄等の処分に関すること。
チ 第七十一条の規定による製造する医薬品等の検査の命令に関すること。
リ 第七十二条の二の規定による薬剤師の増員の命令に関すること。

イ 第三条の二第一項の規定による特定毒物研究者の許可に関すること。
ロ 第十九条第二項の規定による毒物及び劇物の販売業の登録の取消しに関すること。

ハ 第十九条第三項（第二十二條第四項において準用する場合を含む。）の規定による販売業の毒物

三 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）の施行に関する次のこと。

イ 第五十条の四十一の規定による向精神薬取扱責任者の変更の命令に関すること。

ロ 第五十一条第一項の規定による麻薬卸売業者等の免許の取消し及び業務又は研究の停止の命令に関すること。

ハ 第五十一条第二項の規定による向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許の取消し及び業務の停止の命令に関すること。

ニ 第五十一条第三項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録の取消しに関すること。

ホ 第五十四条第二項の規定による麻薬取締員の任命の協議に関すること。

ヘ 第五十八条の十五の規定による社会保険診

劇物取扱責任者の変更の命令に関すること。

イ 第三条第一項の規定による麻薬卸売業者等の免許に関すること。

ロ 第五十条第一項の規定による向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許に関すること。

ハ 第五十条の五第一項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録に関すること。

ニ 第五十八条の六第一項の規定による麻薬中毒者等に対する精神保健指定医の診察に関すること。

ホ 第五十八条の八第一項の規定による麻薬中毒者の入院の措置に関すること。

ヘ 第五十八条の八第一項（第五十八条の九第二項において準

療報酬支払基金への事務の委託に関すること。

用する場合を含む。)の規定による麻薬中毒審査会に対する審査の要求に関すること。

ト 第五十八条の八第六項(第五十八条の九第二項において準用する場合を含む。)の規定による措置入院患者の退院及び入院期間の決定に関すること。

チ 第五十八条の九第一項の規定による措置入院患者の入院期間の延長に関すること。

リ 第五十八条の十一の規定による措置入院者の所持品の保管に関すること。

又 第五十八条の十二第一項の規定による措置入院者の退院に関すること。

ル 第五十八条の十六第一項の規定による施設の管理者からの報告の徴収及び診療録等の検査に関すること。

コ 第五十八条の十六第二項の規定による診療報酬の支払の差止めに関すること。

四 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)の施行に関する次のこと。

イ 第五条第一項の規定による大麻取扱者の免許に関すること。

ロ 第十八条の規定による免許の取消しに関すること。

イ 第十四条ただし書の規定による大麻の栽培地外への持出しの許可に関すること。

五 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)の施行に関する次のこと。

イ 第十二条第四項(第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定によるけしの栽培の許可に係る調査に関すること。

六 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)の施行に関する次のこと。

イ 第八条第一項の規定による覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者の指定の取消し及び業務若しくは研究の停止の命令に関すること。

ロ 第三十条の三第一項

イ 第三条第一項の規定による覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者の指定に関すること。

ロ 第三十条の二の規定による覚せい剤原

<p>の規定による覚せい剤原料取扱者及び覚せい剤原料研究者の指定の取消し及び業務若しくは研究の停止の命令に関すること。</p>	<p>料取扱者及び覚せい剤原料研究者の指定に関すること。</p> <p>八 第三十一条の規定による覚せい剤研究者等からの報告の徴収に関すること。</p> <p>二 第三十二条第一項及び第二項の規定による覚せい剤取締上必要とする立入検査収去及び質問に関すること。</p> <p>ホ 第三十五条第二項の規定による覚せい剤施用機関の指定に関すること。</p>	<p>七 採血及び供血あつせん業取締法（昭和三十一年法律第六十号）の施行に関する次のこと。</p>	<p>イ 第十二条第一項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問に関すること。</p>	<p>八 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の施行に関する次のこと。</p> <p>イ 第二十三条及び第二十四条（第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による飲食店営</p>
---	--	---	---	--

<p>業その他の営業の許可の取消しに関すること。</p> <p>ロ 第二十八条第一項（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二項（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による死体の解剖に関すること。</p>	<p>イ 第六条第二項に規定する捕獲人の指定に関すること。</p>	<p>九 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）の施行に関する次のこと。</p>	<p>イ 第六条第五項（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による期間及び区域の指定に関すること。</p> <p>ロ 第十三条の規定による犬の一せい検診及び臨時の予防注射の実施に関すること。</p> <p>ハ 第十五条の規定による期間及び区域の決定並びに犬及びその死体の移動の禁止及び制限に関すること。</p> <p>ニ 第十六条の規定による狂犬病にかつた犬の所在場所等の交通の</p>
---	-----------------------------------	--	---

十と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）の施行に関する次のこと。

- イ 第三条第一項の規定によると畜場の設置の許可に関すること。
- ロ 第八条第一項の規定によると畜場使用料及びと殺解体料の額の認可並びにその額の変更の認可に関すること。
- ハ 第十四条第一項の規定によると畜場の設置の許可の取消しに関すること。

十一 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）の施行に関する次のこと。

- イ 第三条の規定による食鳥処理の事業の許可に関すること。
- ロ 第六条第一項の規定による食鳥処理場の構造又は設備の変更の許

- ハ 第八条の規定による食鳥処理の事業の許可の取消し又は事業の停止の命令に関すること。
- ニ 第九条の規定による食鳥処理場の使用の禁止又は食鳥処理の事業の許可の取消し若しくは事業の停止の命令に関すること。
- ホ 第十三条の規定による食鳥処理衛生管理者の解任の命令に関すること。
- ヘ 第十六条第一項及び第二項の規定による確認規程及びその変更の確認に関すること。
- ト 第十六条第八項の規定による確認規程の認定の失効する日の決定に関すること。

十二 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）の施行に関する次のこと。

- イ 第七条（第八条及び第九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消しに関すること。
- ロ 第九条第一項の規定

による区域の指定に関すること。

十三 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の施行に関する次のこと。

イ 第八条の規定による旅館業の許可の取消し及び営業の停止の命令に関すること。

十四 興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）の施行に関する次のこと。

イ 第六条の規定による興行場の営業の許可の取消し及び停止の命令に関すること。

十五 理容師法（昭和二十二年法律第百三十四号）の施行に関する次のこと。

イ 第十一条の四第一項に規定する講習会の指定に関すること。

十六 美容師法（昭和三十一年法律第百六十三号）の施行に関する次のこと。

イ 第十二条の三第二項に規定する講習会の指定に関すること。

十七 クリーニング業法（昭和二十五年法律第百二十七号）の施行に関する次のこと。

イ 第六条の規定による

十八 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十一年法律第百六十四号）の施行に関する次のこと。

イ 第五十二条の三（第五十二条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定による組合の解散の命令に関すること。

るクリーニング師の免許に関すること。

ロ 第十一条の規定による営業の停止及びクリーニング所の閉鎖の命令に関すること。

ハ 第十二条の規定によるクリーニング師の免許の取消しに関すること。

イ 第九条第一項の規定による組合の適正化規程及びその変更の認可に関すること。

ロ 第十一条（第十四条の十第三項において準用する場合を含む。）の規定による組合の適正化規程の変更の命令及び認可の取消しに関すること。

ハ 第十四条の二第一項及び第三項の規定による組合の共済規程の設定、変更及び廃止の認可に関すること。

二 第十四条の十第一項の規定による組合協約

イ 第四十二条（第三十八條第五項、第四十九條第六項、第五十二条及び第五十二条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定による総会の招集の承認に関すること。

ロ 第六十条第一項の規定による業者等からの報告の徴収及び立入検査に関すること。

ハ 第六十条第五項の規定による調査に関すること。

及びその変更の認可に
関すること。

ホ 第十四条の十二第一
項(第五十二条の第十
一項において準用する
場合を含む。)の規定
による組合協約の締結
のあつせん及び調停に
関すること。

ヘ 第五十七条の第三第
一項の規定による指導セ
ンターの指定に関する
こと。

ト 第五十七条の第四第
二項の規定による指導セ
ンターの事業の委託の
承認に関すること。

チ 第五十七条の第四第
三項の規定による指導セ
ンターにおける手数料
の徴収の承認に関する
こと。

リ 第五十七条の八の規
定による指導センター
の指定の取消しに関す
ること。

十九 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)の施行
に関する次のこと。

イ 第十九条の規定によ
る墓地等の使用の制限
及び禁止の命令並びに

営業の許可の取消しに
関すること。

二十 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)の施行に関する次のこと。
イ 第四十二条第三項
の規定による水道事
業の買収価額の裁定
に関すること。

イ 第六条第一項の規定
による水道事業の認可
に関すること。

ロ 第十条第一項の規定
による事業の変更の認
可に関すること。

ハ 第十一条第一項(第
三十一条において準用
する場合を含む。)の
規定による水道事業の
休止及び廃止の許可に
関すること。

ニ 第二十六条の規定に
よる水道用水供給事業
の認可に関すること。

ホ 第三十五条第一項の
規定による事業の認可
の取消しに関すること。

ヘ 第三十七条の規定に
よる水道事業者等に対
する給水の停止の命令
に関すること。

ト 第四十条第四項の規
定による供給の対価の
額の裁定に関すること。

チ 第四十二条第一項の
規定による水道施設等
の買収の認可に関する

イ 第十四条第六項の
規定による水道事業
の供給条件の変更の
認可に関すること。

ロ 第三十条第一項の
規定による事業の変
更の認可に関するこ
と。

ハ 第三十二条の規定
による専用水道布設
工事の設計の確認に
関すること。

ニ 第三十六条の規定
による水道事業者等
に対する施設の改善
の指示及び水道技術
管理者の変更の勧告
に関すること。

ホ 第三十八条の規定
による水道事業の供
給条件の変更に関す
ること。

ヘ 第三十九条第二項
の規定による水道事
業者等からの報告の
徴収及び立入検査に
関すること。

ト 第四十一条の規定

こと。

による二以上の水道事業者間等に対する合理化の勧告に関すること。

二十一 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）の施行に関する次のこと。

イ 第八条の規定による製菓衛生師の免許の取消しに関すること。
イ 第三条の規定による製菓衛生師の免許に関すること。

二十二 青森県獣医師修学資金貸与条例（平成四年三月青森県条例第六号）の施行に関する次のこと。

イ 第二条の規定による契約の締結に関すること。
イ 第七条第一項の規定による返還債務の免除に関すること。
ロ 第六条の規定による契約の解除等に関すること。
ロ 第九条第一項の規定による返還債務の免除に関すること。
ハ 第九条第二項の規定による返還債務の免除に関すること。
ニ 第十条の規定による返還債務の履行猶予に関すること。

二十三 青森県獣医師修学資金貸与条例施行規則（平成四年三月青森県規則第二十九号）の施行に関する次のこと。

イ 第七条第二項の規定による返還方法の変更の承認に関すること。

ロ 第十条の規定による連帯保証人の変更の承認に関すること。

別表第一高年齢福祉保険課の項の第二号の部長専決事項の欄中チをヲとし、トをルとし、への次に次のように加える。

ト 第九十四条第一項及び第二項の規定による介護老人保健施設の開設及び開設事項の変更の許可に関すること。

チ 第九十五条第二項の規定による医師以外の者に介護老人保健施設を管理させることの承認に関すること。

リ 第一百二条の規定による介護老人保健施設の管理者の変更の命令に関すること。
又 第一百四条第一項の規定による介護老人保健施設の開設許可の取消しに関すること。

別表第一高年齢福祉保険課の項の第二号の課長専決事項の欄イ中「こと」の下に「（二）以上の所管区域にわたる区域を対象とする事業を行う者、二以上の第一種社会福祉事業を行う者、第一種社会福祉事業及び保育所の経営を行う者、第一種社会福祉事業及び介護老人保健施設を利用させる事業を行う者又は保育所の経営及び介護老人保健施設を利用させる事業を行う者が設置する施設（以下「大型法人等設置施設」という。）に係るものに限る。」を加え、同欄ロからニまでの規定中「こと」の下に「（大型法人等設置施設に係るものに限る。）」を加え、同欄ニを同欄トとし、同欄ハの次に次のように加える。

ニ 第九十五条第一項の規定による介護老人保健施設を管理する医師の承認に関すること。

ホ 第九十八条第一項第四号の規定による広告する事項の許可に関すること。
へ 第百条第一項の規定による介護老人保健施設の開設者等からの報告等の徴収

又は出頭の要求に関すること（大型法人等設置施設に係るものに限る。）。

別表第一障害福祉課の項の第五号の課長専決事項の欄中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、へをホとし、トをへとし、チをトとし、リからルまでを削り、同表商工政策課の項の第六号の部長専決事項の欄イ中「第五十五条の第十八第六項」を「第五十八第六項」に改め、同号の課長専決事項の欄イ中「第五十五条の第十八第四項」を「第五十八第四項」に改め、同表労政・能力開発課の項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、同項の第七号の部長専決事項の欄ホ中「第九十四条」を

「第九十条」に改め、同欄へ中「第九十四条」を「第九十条」に、「第七十七条第二項」を「第六十四条第二項」に改め、同欄下中「第九十四条」を「第九十条」に、「第八十条第一項」を「第七十二条第一項」に改め、同号を同項の第五号とし、同項中第八号を第六号とし、同項の第九号の部長専決事項の欄へを削り、同号を同項の第七号とし、同表団体経営改善課の項の第一号の部長専決事項の欄中トを削り、へをトとし、ホの次に次のように加える。

へ 第十一条の三の二ただし書の規定による承認に関すること。

別表第一団体経営改善課の項の第一号の部長専決事項の欄中「第十一条の第十八第三項（同条第四項）」を「第十一条の第十八第四項（同条第六項）」に改め、「及び同条第五項において準用する第十一条の十六第四項ただし書の規定による認可」を削り、同欄中ヲをワとし、同欄ル中「第七十三条の十一の二第一項」を「第七十三条の二十七第一項」に改め、同ルを同欄ヲとし、同欄又の次に次のように加える。

ル 第五十条の二第三項の規定による信用事業の譲渡及び譲受けの認可に関すること。

別表第一団体経営改善課の項の第四号の課長専決事項の欄イ及びロ中「こと」の下に「(内水面漁業協同組合(二以上の農林水産事務所の所管区域にわたる区域を地区とするものを除く。))に係るものを除く。」を加え、同号を同項の第五号とし、同項の第三号の次に次の一号を加える。

四 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の施行に関する次のこと。

- | | |
|--------------------------------------|------------------------------|
| イ 第百十五条第一項の規定による議決、選挙及び当選の取消しに関すること。 | イ 第百十六条の規定による専用契約の取消しに関すること。 |
|--------------------------------------|------------------------------|

別表第一団体経営改善課の項に次の六号を加える。

六 農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)の施行に関する次のこと。

- | | | |
|-----------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| イ 第八十五条の第三項の規定による共済事業の市町村の実 | イ 第三十条第四項の規定による模範定款例の設定に関すること。 | イ 二以上の農林水産事務所の所管区域にわたる区域を地区と |
|-----------------------------|--------------------------------|------------------------------|

施の認可に関すること。
ロ 第八十五条の六第一項の規定による実施区域の拡張の認可に関すること。
ハ 第一百七条の規定による共済掛金率に関すること。
ロ 二以上の農林水産事務所の所管区域にわたる区域を地区とする農業共済組合に係る第八十七条の二第四項の規定による滞納処分の認可に関すること。

口 第八十五条の九の規定による共済事業の廃止の認可に関すること。
ハ 第一百七条の規定による共済掛金率に関すること。
ロ 二以上の農林水産事務所の所管区域にわたる区域を地区とする農業共済組合に係る第八十七条の二第四項の規定による滞納処分の認可に関すること。

七 農業災害補償法施行令(昭和二十二年政令第二百九十九号)の施行に関する次のこと。

- | |
|---------------------------|
| イ 第二条の四第一項の規定による承認に関すること。 |
|---------------------------|

八 農業災害補償法施行規則(昭和二十二年農林省令第九十五号)の施行に関する次のこと。

- | |
|---------------------------------------|
| イ 第二十三条の二第六項の規定による特別積立金の取崩しの承認に関すること。 |
|---------------------------------------|

九 森林国営保険法(昭和二十二年法律第二十五号)の施行に関する次のこと。

- | | |
|-------------------------------|------------------------------|
| イ 第十九条第一項の規定による保険契約の解除に関すること。 | イ 第六条第一項の規定による保険契約の締結に関すること。 |
|-------------------------------|------------------------------|

十 森林国営保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十五号）の施行に
関する次のこと。

- イ 第二条第二項の規定による立木の評価に関すること。
- ロ 第六条第二項の規定による契約の継続手続に関すること。
- ハ 第七条第二項及び第十条第二項の規定による保険証書の記載の更正に関すること。

十一 その他の事項に関する次のこと。

- イ 農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）第二条の規定による電気導入計画の策定に関すること。
- ロ 災害経営資金及び事業資金の融資額の配分に関すること。
- ハ 共同利用施設資金（農業施設資金及び電気導入施設資金に限る。）及び主務大臣指定施設資金（農業施設資金（農舎、農産物乾燥施設、農作物育成管理用
- イ 農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二号）に基づき農業近代化資金の利子補給の承認に関すること。
- ロ 農業経営革新計画（借入対象資金に農業協同組合から融資を受ける農業近代化資金助成法に基づき農業近代化資金が含まれる場合を除く。）の承認に関すること。
- ハ 漁業近代化資金助成法（昭和四十四年

- 施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病虫害等防除施設、農機具及び運搬用機具（以下この号において「特定施設」という。）に係るものに限る。）及び災害復旧施設資金（果樹及び特定施設に係るものに限る。）の貸付対象事業調査の作成に関すること。
- 二 農業基盤整備資金（二以上の農林水産事務所の所管区域にわたる牧野の改良、造成又は復旧の事業に係るものに限る。）の貸付対象事業調査の作成に関すること。
- ホ 草地開発事業計画に係る未墾地取得資金の貸付適格認定に関すること。

- 法律第五十二号）に基づき農業近代化資金の利子補給の承認に関すること。
- 二 漁業再建整備特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第八条第一項に規定する資金の利子補給の承認に関すること。

別表第一構造政策課の項の第八号の部長専決事項の欄口から二までを削り、同号の課長専決事項の欄イ及びロを削り、同表農産園芸課の項の第三号から第五号までを削り、同表畜産課の項の第一号の課長専決事項の欄口からホまでを削り、同項の第十二号の部長専決事項の欄中イ及びロを削り、ハをイとし、二をロとし、同表林政課の項の第一号の課長専決事項の欄イの(1)中「第十一条第五項」を「第十一条第四項」に改め、同イの(3)から(6)までを削り、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号

及び第五号を削り、第六号を第三号とし、第七号を第四号とし、同項の第八号の部長専決事項の欄中八を削り、二を八とし、ホを二とし、同二の次に次のように加える。

ホ 第十五条第一項の規定による附帯工事の施行に関する事。

別表第一林政課の項の第八号の部長専決事項の欄中へを削り、トをへとし、チをトとし、リをチとし、同チの次に次のように加える。

リ 第三十五条第一項の規定による附帯工事に要する費用負担に関する事。

別表第一林政課の項の第八号の課長専決事項の欄中ロを二とし、同二の前に次のように加える。

ハ 第十八条第一項の規定による許可に関する事。

別表第一林政課の項の第八号の課長専決事項の欄中イをロとし、同ロの前に次のように加える。

イ 第十一条第一項の規定による設計及び実施計画の承認に関する事。

別表第一農村整備課の項の第一号の副知事専決事項の欄チからヌまでを削り、同号の部長専決事項の欄ヲ中「第八十七条の二第四項及び第五項」を「第八十七条の二第六項及び第七項」に改め、同欄ヲを次のように改める。

ヨ 第八十九条の二第一項から第三項まで及び第五項の規定による換地計画の設定及び変更に関する事。

別表第一農村整備課の項の第一号の部長専決事項の欄中カをクとし、ウをオとし、ムをノとし、ヲをヰとし、ナをウとし、ネをムとし、ツをラとし、ソをナとし、レをネとし、同ネの前に次のように加える。

ツ 第九十条第一項の規定による協議に関する事。

別表第一農村整備課の項の第一号の部長専決事項の欄中タをソとし、ヨの次に次のように加える。

タ 第八十九条の二第六項の規定による一時利用地の指定並びに使用及び収益の停止に関する事（計画の樹立に係るものに限る。）。

レ 第八十九条の二第七項の規定による使用及び収益の停止に関する事。

別表第一農村整備課の項の第一号の課長専決事項の欄中ロを削り、ハをロとし、二を八とし、ホを二とし、同項の第五号の部長専決事項の欄中ハを削り、二を八とし、ホを二とし、同二の次に次のように加える。

ホ 第十五条第一項の規定による附帯工事の施行に関する事。

別表第一農村整備課の項の第五号の部長専決事項の欄中ハを削り、二を八とし、ホを二とし、へを削り、トをへとし、チをトとし、リをチとし、同チの次に次のように

加える。

リ 第三十五条第一項の規定による附帯工事に要する費用負担に関する事。

別表第一農村整備課の項の第五号の課長専決事項の欄中ロを二とし、同二の前に次のように加える。

ハ 第十八条第一項の規定による許可に関する事。

別表第一農村整備課の項の第五号の課長専決事項の欄中イをロとし、同ロの前に次のように加える。

イ 第十一条第一項の規定による設計及び実施計画の承認に関する事。

別表第一農村整備課の項の第六号の副知事専決事項の欄ロを削り、同号の部長専決事項の欄中イからホまでを削り、へをイとし、トをロとし、同ロの次に次のように加える。

ハ 第十七条第一項の規定による附帯工事の施行に関する事。

ニ 第三十条の規定による協議に関する事。

別表第一農村整備課の項の第六号の部長専決事項の欄中チをホとし、同欄に次のように加える。

へ 第三十二条第一項の規定による附帯工事に要する費用負担に関する事。

別表第一農村整備課の項の第六号の課長専決事項の欄ハ中「イ」を「イから八までに」に改め、同ハを同欄ホとし、同欄ロ中「イ」を「イから八までに」に改め、同ロを同欄ニとし、同欄中イをハとし、同ハの前に次のように加える。

イ 第七条第一項の規定による占用の許可（工作物の設置に係る許可（占用期間満了後設置工作物の種類、構造、規模等を変更しないで引き続き占用する場合のものを除く。）に限る。）に関する事。

ロ 第八条第一項第二号の規定による施設等の新設等の許可に関する事。

別表第一農村整備課の項の第六号の課長専決事項の欄に次のように加える。

へ 第十三条第一項の規定による承認及び同条第二項の規定による協議に関する事。

別表第一水産振興課の項の第三号の課長専決事項の欄イ中「第三条の二」を「第四条」に改め、同欄ロ中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改め、同欄ハ中「第七条」を「第八条」に改め、同欄ニ中「第九条第一項及び第十四条」を「第十条第一項及び第十七条」に改め、同欄ホ中「第十一条の二」を「第十三条」に改め、同欄へ中「第十六条」を「第十九条」に改め、同項の第六号の部長専決事項の欄中イを削り、ロをイとし、ハからへまでを削り、トをロとし、チをハとし、リ及びヌを削り、同号

の課長専決事項の欄中イをトとし、同トの前に次のように加える。

イ 第七条の規定による漁業の許可に関する事。

ロ 第九条第三項の規定による許可の有効期間の短縮に関する事。

ハ 第十六条第一項の規定による許可等の内容の変更の許可に関する事。

ニ 第二十一条第一項の規定による起業の認可に関する事。

ホ 第二十二条第一項の規定による漁業の許可に関する事。

ヘ 第二十七条及び第二十八条第一項の規定による漁業の許可及び起業の認可に関する事。

別表第一水産振興課の項の第六号の課長専決事項の欄に次のように加える。

チ 第五十条第一項の規定による特別採捕の許可に関する事。

別表第一水産振興課の項の第七号中「小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令」を「小型船舶の総トン数の測度に関する政令」に改め、同号の課長専決事項の欄イ及びロを削り、同欄ハ中「第九条」を「第一条第一項及び第三項」に改め、同ハを同欄イとし、同項中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項の第八号の部長専決事項の欄イからハまでを削り、同号の課長専決事項の欄に次のように加える。

イ 第五条及び第十三条の規定による漁業の許可及びその内容の変更の許可に関する事。

ロ 第七条第二項の規定による許可の有効期間の短縮に関する事。

ハ 第三十五条の規定による特別採捕の許可に関する事。

別表第一水産振興課の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

ハ 小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十三年政令第三百八十三号）による改正前の小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令の施行に関する事。

イ 第七条の二の規定による船舶及び船籍票の検認に関する事。

別表第一漁港漁場整備課の項の第一号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改め、同号の副知事専決事項の欄中二をへとし、八を削り、ロをホとし、イの次に次のよう

に加える。

ロ 第十七条第三項（同条第十一項において準用する場合を含む。）及び第十三

項の規定による協議に関する事。

ハ 第十七条第十項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の変更に関する事。

ニ 第十七条第十二項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の廃止等に関する事。

別表第一漁港漁場整備課の項の第二号中「漁港法施行令」を「漁港漁場整備法施行令」に改め、同項の第三号の副知事専決事項の欄ロを削り、同号の部長専決事項の欄イ中「農林水産大臣」を「漁港管理者」に改め、同欄ロからへまでを削り、トをロとし、チをハとし、同ハの次に次のように加える。

二 第十七条第一項の規定による附帯工事の施行に関する事。

ホ 第三十条の規定による協議に関する事。

別表第一漁港漁場整備課の項の第三号の部長専決事項の欄中リをへとし、同欄に次のように加える。

ト 第三十二条第一項の規定による附帯工事に要する費用負担に関する事。

別表第一漁港漁場整備課の項の第三号の課長専決事項の欄ハ中「イ」を「イからハまでに」に改め、同ハを同欄ホとし、同欄ロ中「イ」を「イからハまでに」に改め、同ロを同欄ニとし、同欄中イをハとし、同ハの前に次のように加える。

イ 第七条第一項及び第三十七条の四の規定による占用の許可（工作物の設置に係る許可（占有期間満了後設置工作物の種類、構造、規模等を変更しないで引き続き占有する場合のものを除く。）に限る。）に関する事。

ロ 第八条第一項第二号及び第三十七条の五第二号の規定による施設等の新設等の許可に関する事。

別表第一漁港漁場整備課の項の第三号の課長専決事項の欄に次のように加える。
ヘ 第十三条第一項の規定による承認及び同条第二項の規定による協議に関する事。

別表第一監理課の項の第二号の課長専決事項の欄中イを削り、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）の施行に関する事。

<p>イ 第二十九条第二項の規定による施行の差止めの特命に関すること。</p> <p>ロ 第二十五条第一項の規定による登録の取消し及び事業の停止の命令に関すること。</p>	<p>イ 第二十一条第一項の規定による登録（同条第二項の規定による更新の登録を含む。）に関すること。</p>
--	--

別表第一河川砂防課の項の第一号の副知事専決事項の欄イ中「こと」の下に「部長の専決に係るものを除く。」を加え、同欄中ホを削り、ヘをホとし、トをへとし、チをトとし、同号の部長専決事項の欄中又及びルを次のように改める。

又 第十九条の規定による附帯工事の施行に関すること。
 ル 第二十三条及び第二十四条の規定による許可で発電用水利使用に係るものに関する（許可期間の更新のみを制限するものに限る。）。

別表第一河川砂防課の項の第一号の部長専決事項の欄中ヲ及びワを削り、カをヲとし、ヨをワとし、同欄タ中「ヨ」を「ウ」に改め、同タを同欄カとし、同欄レ中「及びヲ」を削り、同レを同欄ヨとし、同欄中ソをタとし、ツをレとし、ネをソとし、ナをツとし、ラをネとし、ムをナとし、ウを削り、エをラとし、ノをムとし、オをウとし、同ウの次に次のように加える。

中 第六十六条の規定による兼用工作物の費用負担の協議に関すること。

別表第一河川砂防課の項の第一号の部長専決事項の欄中クをノとし、同ノの次に次のように加える。

オ 第六十八条第一項の規定による附帯工事に要する費用負担に関すること。

別表第一河川砂防課の項の第一号の部長専決事項の欄中ヤをクとし、同欄マ中「ヌ、ル、ヲ、ワ及びタ」を「ル及びカ」に改め、同マを同欄ヤとし、同欄中ケをマとし、同欄フ中「ヌ、ル、ヲ、ワ及びタ」を「ル及びカ」に改め、同フを同欄ケとし、同号の課長専決事項の欄ホを削り、同欄ニ中「及び第二十四条」を「第二十四条、第二十六条第一項及び第二十七条第一項」に改め、「許可期間の更新のみをするものに限る。」を削り、同ニを同欄ホとし、同欄ハの次に次のように加える。

二 第二十条の規定による河川管理者以外の者の施行する工事等の承認に関すること。

別表第一河川砂防課の項の第一号の課長専決事項の欄ト中「ホ」を「ニ、ホ、ヘ

及びト」に改め、同トを同欄ルとし、同欄へ中「ホ」を「ニ、ホ、ヘ及びト」に改め、同へを同欄又とし、同欄ホの次に次のように加える。

へ 第二十四条又は第二十七条第一項の規定による許可で、工作物の新築等を伴うもの（第二十四条の規定による許可にあつては、次に掲げる工作物の新築等を伴うものを除く。）に関すること。

- (1) 架線、電柱、支柱、支線その他これらに類する工作物
- (2) 橋に添加する水道管、下水道管、ガス管、ケーブルその他これらに類する工作物

(3) 占用の期間が一年以内のやなその他仮設工作物
 ト 第二十六条第一項の規定による工作物の新築等の許可（第二十四条の規定による許可を伴う（1）から（3）までに掲げる工作物に係るものを除く。）に関すること。

チ ホ及びへに係る第三十四条第一項の規定による権利の譲渡の承認に関すること。

リ 第五十七条第一項の規定による河川予定地における行為の許可（工作物の新築等に係るもの（占用の期間が一年以内のやなその他仮設工作物に係るものを除く。）及び第二十三条の規定による流水の占用の許可を伴うものに限る。）に関すること。

別表第一河川砂防課の項の第三号の部長専決事項の欄中ヘをチとし、ホをトとし、ニをへとし、同欄ハ中「第十条の五」を「第十条の七」に改め、同ハを同欄ホとし、同欄ロ中「第十条の四第一項」を「第十条の六第一項」に改め、同ロを同欄ニとし、同ニの次に次のように加える。

ハ 第十条の四第一項の規定による浸水想定区域の指定に関すること。

別表第一河川砂防課の項の第三号の部長専決事項の欄中イをロとし、同ロの前に次のように加える。

イ 第十条の二第二項の規定による洪水予報に関すること。

別表第一河川砂防課の項の第五号の副知事専決事項の欄中ロを削り、同号の部長専決事項の欄中イからホまでを削り、ヘをイとし、トをロとし、同ロの次に次のように加える。

ハ 第十七条第一項の規定による附帯工事の施行に関すること。

二 第三十条の規定による協議に関すること。

別表第一河川砂防課の項の第五号の部長専決事項の欄中チをホとし、同欄に次のよ

うに加える。

へ 第三十二条第一項の規定による附帯工事に要する費用負担に関する事

別表第一河川砂防課の項の第五号の課長専決事項の欄八中「イ」を「イから八まで」に改め、同八を同欄ホとし、同欄口中「イ」を「イから八まで」に改め、同口を同欄ニとし、同欄中イを八とし、同八の前に次のように加える。

イ 第七条第一項及び第三十七条の四の規定による占用の許可（工作物の設置に係る許可（占用期間満了後設置工作物の種類、構造、規模等を変更しないで引き続き占用する場合のものを除く。）に限る。）に関する事。

ロ 第八条第一項第二号及び第三十七条の五第二号の規定による施設等の新設等の許可に関する事。

別表第一河川砂防課の項の第五号の課長専決事項の欄に次のように加える。

へ 第十三条第一項の規定による承認及び同条第二項の規定による協議に関する事。

別表第一河川砂防課の項の第六号の部長専決事項の欄中八を削り、二を八とし、ホを二とし、同二の次に次のように加える。

ホ 第十五条第一項の規定による附帯工事に要する費用負担に関する事。

別表第一河川砂防課の項の第六号の部長専決事項の欄中へを削り、トをへとし、チをトとし、リをチとし、同チの次に次のように加える。

リ 第三十五条第一項の規定による附帯工事に要する費用負担に関する事。

別表第一河川砂防課の項の第六号の課長専決事項の欄中口をニとし、同二の前に次のように加える。

ハ 第十八条第一項の規定による許可に関する事。

別表第一河川砂防課の項の第六号の課長専決事項の欄中イを口とし、同口の前に次のように加える。

イ 第十一条第一項の規定による設計及び実施計画の承認に関する事。

別表第一河川砂防課の項の第九号の部長専決事項の欄中口を削り、八を口とし、二から八までを削り、トを八とし、同号の課長専決事項の欄中ホをリとし、同リの前に次のように加える。

へ 第三十三条の九の規定による認可採取計画の変更の命令に関する事。

ト 第三十三条の十二の規定による認可の取消し等に関する事。

チ 第三十三条の十三の規定による緊急措置命令等に関する事。

別表第一河川砂防課の項の第九号の課長専決事項の欄中二をホとし、八を二とし、

口を八とし、イの次に次のように加える。

ロ 第三十二条の四第一項第五号口の規定による認定に関する事。

別表第一河川砂防課の項の第十号の部長専決事項の欄中イを削り、口をイとし、八からホまでを削り、同号の課長専決事項の欄中トを又とし、へをリとし、ホをチとし、同欄二中「河川区域及び河川保全区域に係る」を削り、同二を同欄トとし、同トの前に次のように加える。

ホ 第二十二条の規定による認可採取計画の変更命令に関する事。

へ 第二十三条の規定による緊急措置命令等に関する事。

別表第一河川砂防課の項の第十号の課長専決事項の欄中八を二とし、口を八とし、イの次に次のように加える。

ロ 第六条第一項第五号口の規定による認定に関する事。

別表第一河川砂防課の項に次の二号を加える。

十一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）の施行に関する次のこと。

イ 第九条第一項の規定による特定開発行為の許可及び第十六条第一項の規定による変更の許可に関する事。	イ 第四条第二項の規定による基礎調査の結果の通知に関する事。
ロ 第十四条（第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定による国等との協議に関する事。	

十二 青森県ふるさと森と川と海の保全及び創造に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第七十一号）の施行に関する次のこと。

イ 第七条第一項に規定する保全計画の変更に関する事（保全地域の指定の変更	イ 第五条第三項、第六条第二項及び第九条第六項の規定による意見の聴取に関する事。
--------------------------------------	--

を伴わないものに限る。
 第十条第二項の規定による勧告に関する事。

別表第一港湾空港課の項の第四号の副知事専決事項の欄口を削り、同号の部長専決事項の欄中口からへまでを削り、トを口とし、チをハとし、同ハの次に次のように加える。

二 第十七条第一項の規定による附帯工事の施行に関する事。

ホ 第三十条の規定による協議に関する事。

別表第一港湾空港課の項の第四号の部長専決事項の欄中リをへとし、同欄に次のように加える。

ト 第三十二条第一項の規定による附帯工事に要する費用負担に関する事。

別表第一港湾空港課の項の第四号の課長専決事項の欄ハ中「イ」を「イから八までに」に改め、同ハを同欄ホとし、同欄口中「イ」を「イから八までに」に改め、同口を同欄ニとし、同欄中イをハとし、同ハの前に次のように加える。

イ 第七条第一項の規定による占用の許可（工物の設置に係る許可（占用期間満了後設置工物の種類、構造、規模等を変更しないで引き続き占用する場合のものを除く。）に限る。）に関する事。

ロ 第八条第一項第二号の規定による施設等の新設等の許可に関する事。

別表第一港湾空港課の項の第四号の課長専決事項の欄に次のように加える。

へ 第十三条第一項の規定による承認及び同条第二項の規定による協議に関する事。

別表第一都市計画課の項の第一号の副知事専決事項の欄イ及びロを削り、同欄中ハをイとし、同号の部長専決事項の欄中ルをワとし、又をヲとし、リをルとし、チをヌとし、トをリとし、へをチとし、ホをトとし、ニをへとし、同ハの前に次のように加える。

ホ 第五十二条の規定による設計の概要の認可に関する事。

別表第一都市計画課の項の第一号の部長専決事項の欄中ハをニとし、ロをハとし、イを口とし、同ロの前に次のように加える。

イ 第四条第一項及び第十三条第一項の規定による土地区画整理事業の施行及び廃止終了の認可に関する事。

別表第一建築住宅課の項の第九号の部長専決事項の欄中イを削り、ロをイとし、ハ

を削り、ニをロとし、ホを削り、へをハとし、トをニとし、同項の第十三号の部長専決事項の欄イ中「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改め、「市街化区域」の下に「区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域」を、「許可」の下に「並びに同条第二項の規定による都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内における開発行為の許可」を加え、同号の課長専決事項の欄イ中「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改め、「市街化区域」の下に「区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域」を加え、同項に次の一号を加える。

二十 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の施行に関する事。

イ 第十四条第二項の規定による登録の取消しに関する事。

ロ 第十七条第一項の規定による指定登録機関

の指定に関する事。

ハ 第二十二条第一項の

規定による登録事務規程の認可及び同条第三

項の規定による変更の命令に関する事。

ニ 第二十六条第一項の

規定による登録事務の休廃止の許可に関する事。

ホ 第二十七条第一項及び

第二項の規定による指定の取消し又は登録事務の停止の命令に関する事。

へ 第二十八条第一項の規定による登録事務の

規定による登録事務の

イ 第四条の規定によ

る高齢者円滑入居賃貸住宅の登録（第八

条第一項の規定による変更の登録を含む。）

に関する事。

ロ 第十三条の規定に

よる登録事項の訂正等の申請の指示に関する事。

ハ 第十四条第一項の

規定による登録の取消しに関する事。

実施に關すること。

ト 第三十条第一項の規定による供給計画の認定(第三十三条第一項の規定による変更の認定を含む。)に關すること。

チ 第三十六条第一項の規定による高齢者向け優良賃貸住宅の目的外使用の承認に關すること。

リ 第三十八条の規定による地位の承継の承認に關すること。

又 第四十条第一項の規定による計画の認定の取消しに關すること。

ル 第五十六条第一項の規定による終身建物賃貸借事業の認可(第六十条第一項の規定による変更の認可を含む。)に關すること。

ヲ 第六十二条第一項の規定による終身建物賃貸借の解約の申入れに係る承認に關すること。

ワ 第七十一条第三項の規定による地位の承継の承認に關すること。

カ 第七十三条第一項の

規定による事業の認可の取消しに關すること。

別表第一の二庶務担当課長補佐の項中第十九号を第二十一号とし、第十五号から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、第十四号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 職員等の旅費に關する条例の施行に關する次のこと。

イ 第三条第六項及び第七項に規定する旅費の決定及び支給に關すること。

ロ 第三十一条の規定による旅費の調整に關すること。

別表第一の二庶務担当課長補佐の項中第十三号を第十四号とし、第二号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 旅費に係る支出負担行為に關すること。

別表第一の二給与事務担当人事課長補佐の項の第二号中「公舎入居料」の下に「及び社会保険料」を加える。

別表第二福祉事務所の項を削り、同表児童相談所女性相談所の項中「児童相談所」を「健康福祉こどもセンター」に、「第三条」を「(昭和三十六年一月人事委員会規則七 六〇) 第四条」に改め、同表農林水産事務所の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同表土木事務所の項中「土木事務所」を「県土整備事務所」に改め、同項に次の一号を加える。

二 浄化槽法の施行に關する次のこと。

イ 第二十一条第一項の規定による浄化槽工事業の登録に關すること。

ロ 第二十一条第三項の規定による更新の登録に關すること。

ハ 第二十三条第三項の規定による浄化槽工事業者登録簿の謄本の交付及び閲覧に關すること。

ニ 第二十五条第一項の規定による登録事項の変更の届出の受理に關すること。

ホ 第二十六条の規定による浄化槽工事業の廃業等の届出の受理に關すること。

ヘ 第二十七条第一項の規定による登録の抹消に關すること。

ト 第三十三条第三項の規定による届出の受理に關すること。

別表第二の二中

福祉事務所の総務課長	保健所の次長
福祉事務所の庶務担当責任者	保健所の総務課長

青森県中央児童相談所次長	青森県中央児童相談所総務課長
健康福祉こどもセンターの総務企画室長	健康福祉こどもセンターの庶務担当責任者
「青森県立さわらび園庶務係長」を「青森県立さわらび園総務課長」に、「青森県産業技術開発センター総務室長」を「青森県産業技術開発センター総務普及部長」に、「青森県工業試験場総務室長」を「青森県工業試験場総務普及部長」に、	三沢渉外労務管理事務所次長
青森県機械金属技術研究所次長	三沢渉外労務管理事務所の庶務担当責任者
東青地方漁港事務所次長	青森県機械金属技術研究所総務普及部長
下北地方漁港事務所次長	東青地方漁港事務所総務課長
土木事務所の総務課長	下北地方漁港事務所総務課長
青森県浅虫・駒込ダム建設事務所次長	土木事務所の庶務係長
青森県都市公園建設事務所次長	青森県浅虫・駒込ダム建設事務所総務課長
港湾管理事務所の次長	青森県都市公園建設事務所の庶務担当責任者
県土整備事務所の総務室長	港湾管理事務所の総務課長
県土整備事務所の庶務担当責任者	

に改め、同表に次のように加える。

健康福祉こどもセンターの福祉部長	健康福祉こどもセンターの福祉部の次長（西北地方健康福祉こどもセンターにあつては福祉部福祉調整課、福祉推進第一課及び福祉推進第二課を担当する次長）
<p>一 身体障害者福祉法第十五条第四項の規定による身体障害者手帳の交付に関すること（西北地方福祉事務所轄ケ沢支所の担当区域に係るものを除く。）。</p> <p>二 児童扶養手当法の施行に関する次のこと（西北地方福祉事務所轄ケ沢支所の担当区域に係るものを除く。）。</p> <p>イ 第四条第一項の規定による手当の支給に関すること。</p> <p>ロ 第六条第一項の規定による受給資格及び手当の額の認定に関すること。</p> <p>ハ 第八条の規定による手当の額の改定に関すること。</p> <p>ニ 第十二条第二項の規定による返還金の徴収に関すること。</p> <p>ホ 第二十三条第一項の規定による不正利得の徴収に関すること。</p> <p>ヘ 第二十八条の規定による届出等の受理に関すること。</p> <p>ト 第二十九条の規定による調査に関すること。</p> <p>チ 第三十条の規定による官公署に対する書類の閲覧及び資料の提供並びに銀行等に対する報告の請求に関すること。</p> <p>三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の施行に関する次のこと（西北地方福祉事務所轄ケ沢支所の担当区域に係るものを除く。）。</p> <p>イ 第五条の規定による受給資格及び</p>	

<p>西北地方健康福祉 こどもセンター福 祉部の鰺ヶ沢町駐 在の次長</p>	<p>あらかじめ知事 の承認を得て西 北地方健康福祉 こどもセンター 所長が指定する 職員</p>	<p>一 手当の額の認定に關すること。 口 第十六条において準用する児童扶 養手当法第八条の規定による手当の 額の改定に關すること。 八 第三十五条の規定による届出等の 受理に關すること（特別児童扶養手 当に係るものに限る。） 二 第三十六条の規定による調査に關 すること（特別児童扶養手当に係る ものに限る。） ホ 第三十七条の規定による官公署に 對する書類の閲覧及び資料の提供並 びに銀行等に対する報告の請求に關 すること（特別児童扶養手当に係る ものに限る。） 四 青森県愛護手帳（療育手帳）の交付 に關すること（西北地方福祉事務所鰺 ヶ沢支所の担当区域に係るものを除 く。） 一 身体障害者福祉法第十五条第四項の 規定による身体障害者手帳の交付に關 すること（西北地方福祉事務所鰺ヶ沢 支所の担当区域に係るものに限る。） 二 児童扶養手当法の施行に關する次の こと（西北地方福祉事務所鰺ヶ沢支所 の担当区域に係るものに限る。） イ 第四条第一項の規定による手当の 支給に關すること。 口 第六条第一項の規定による受給資 格及び手当の額の認定に關すること。 八 第八条の規定による手当の額の改</p>
--	---	---

<p>定に關すること。 二 第十二条第二項の規定による返還 金の徴収に關すること。 ホ 第二十三条第一項の規定による不 正利得の徴収に關すること。 へ 第二十八条の規定による届出等の 受理に關すること。 ト 第二十九条の規定による調査に關 すること。 チ 第三十条の規定による官公署に對 する書類の閲覧及び資料の提供並 びに銀行等に対する報告の請求に關 すること。 三 特別児童扶養手当等の支給に關する 法律の施行に關する次のこと（西北地 方福祉事務所鰺ヶ沢支所の担当区域に 係るものに限る。） イ 第五条の規定による受給資格及び 手当の額の認定に關すること。 口 第十六条において準用する児童扶 養手当法第八条の規定による手当の 額の改定に關すること。 八 第三十五条の規定による届出等の 受理に關すること（特別児童扶養手 当に係るものに限る。） 二 第三十六条の規定による調査に關 すること（特別児童扶養手当に係る ものに限る。） ホ 第三十七条の規定による官公署に 對する書類の閲覧及び資料の提供並 びに銀行等に対する報告の請求に關 すること（特別児童扶養手当に係る</p>	
---	--

ものに限る。)

四 青森県愛護手帳(療育手帳)の交付に関する事(西北地方福祉事務所鰹ヶ沢支所の担当区域に係るものに限る。)

別表第三中西北地方福祉事務所鰹ヶ沢支所長の項及び児童相談所の支所長の項を削り、同表農林水産事務所の水産事務所の水産事務所長の項の第一号中「第十号」を「第十一号」に改め、同号イ中「第三条の二」を「第四条」に改め、同号ロ中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改め、同号ハ中「第七条」を「第八条」に改め、同号ニ中「第九条第一項及び第十四条」を「第十条第一項及び第十七条」に改め、同号ホ中「第十一条第三項」を「第十二条第三項」に改め、同号ヘ中「第十一条の二」を「第十三条」に改め、同号ト中「第十八条」を「第二十一条」に改め、同項の第八号中「小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令」を「小型漁船の総トン数の測度に関する政令」に改め、同号を同項の第九号とし、同項中第七号を第八号とし、同項の第六号中「第十号」を「第十一号」に改め、同号を同項の第七号とし、同項の第五号イ中「第九条、第十二条から第十四条まで及び第二十三条」を「第十一条から第十三条まで及び第十九条」に改め、同号を同項の第六号とし、同項の第四号イ中「第五十九条の二」を削り、「第十二条、第十三条、第十五条、第三十七条、第三十七条の二及び第六十三条」を「第十一条、第十二条、第十四条、第三十二条、第三十三条及び第六十条」に改め、同号を同項の第五号とし、同項中第三号を第四号とし、同項の第二号中「小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令」を「小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による改正前の小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令」に改め、チを削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 小型漁船の総トン数の測度に関する政令第一条第一項及び第三項の規定による小型漁船(特定船舶を除く。)の総トン数の測度に関する事。

別表第四院長の項の第二号中「及び総看護婦長」を「看護局長及び看護部長」に改め、同表総看護婦長の項中「総看護婦長」を「看護局長」に改める。

別表第四の二中

保健所の次長	保健所の総務課長
福祉事務所の次長	福祉事務所の総務課長
青森県中央児童相談所次長	青森県中央児童相談所総務課長

を

健康福祉こどもセンターの総務企画室長	健康福祉こどもセンターの庶務担当責任者
--------------------	---------------------

に、

「青森県立さわらび園庶務係長」を「青森県立さわらび園総務課長」に、「青森県産業技術開発センター総務室長」を「青森県産業技術開発センター総務普及部長」に、「青森県工業試験場総務室長」を「青森県工業試験場総務普及部長」に、

三沢渉外労務管理事務所次長	三沢渉外労務管理事務所の庶務担当責任者
---------------	---------------------

を

青森県機械金属技術研究所次長	青森県機械金属技術研究所総務普及部長
----------------	--------------------

に、

東青地方漁港事務所次長	東青地方漁港事務所総務課長
下北地方漁港事務所次長	下北地方漁港事務所総務課長
土木事務所の総務課長	土木事務所の庶務係長
青森県浅虫・駒込ダム建設事務所次長	青森県浅虫・駒込ダム建設事務所総務課長
青森県都市公園建設事務所次長	青森県都市公園建設事務所の庶務担当責任者
港湾管理事務所の次長	港湾管理事務所の総務課長

を

県土整備事務所の総務室長

県土整備事務所の庶務担当責任者

に改める。

別表第五青森県環境保健センターの環境管理事務所の環境管理事務所長の項の次に次のように加える。

健康福祉こどもセンターの保健部長

- 一 医療法の施行に関する次のこと。
- イ 第五条第二項の規定による往診医師等からの報告の徴収等に関すること。
- ロ 第七条第一項及び第二項の規定による病院、診療所及び助産所の開設並びに開設事項の変更の許可に関すること。
- ハ 第七条第三項の規定による療養病床の設置及び設置事項の変更の許可に関すること。
- ニ 第八条の規定による診療所及び助産所の開設の届出の受理に関すること。
- ホ 第八条の二第二項の規定による病院、診療所及び助産所の休止及び再開の届出の受理に関すること。
- ヘ 第九条の規定による病院、診療所及び助産所の廃止の届出並びに開設者の死亡等の届出の受理に関すること。
- ト 第十二条第一項ただし書の規定による開設者以外の者に病院、診療所及び助産所を管理させることの許可に関すること。
- チ 第十二条第二項の規定による二以上の病院、診療所及び助産所の管理の許可に関すること。
- リ 第十五条第三項の規定による病院及び診療所のエックス線装置等に係る届出の受理に関すること。
- 又 第十六条ただし書の規定による医師の宿直の免除の許可に関すること。
- ル 第十八条ただし書の規定による病院及び診療所の専属薬剤師の設置の免除の許可に関すること。
- ヲ 第二十五条第一項の規定による病院、診療所及び助産所の

開設者及び管理者からの報告の徴収に関すること。

ワ 第二十七条の規定による病院、患者を入院させるための施設を有する診療所及び入所施設を有する助産所の構造設備の検査及び許可証の交付に関すること。

カ 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条及び第四条の二の規定による病院、診療所及び助産所の開設者の住所等の変更の届出並びに開設後の届出の受理に関すること。

ニ 死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）第十九条の規定による死体の保存の許可に関すること。

三 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 第八条第一項（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による施術者に対する業務に必要な指示に関すること。

ロ 第九条の二（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による施術所の開設及び開設届出事項の変更並びに施術所の休止、廃止及び再開の届出の受理に関すること。

ハ 第九条の三（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による専ら出張のみによつてその業務に従事する施術者の業務の開始、休止、廃止及び再開の届出の受理に関すること。

ニ 第九条の四（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による県外の施術者が県内で業務を行う場合の届出の受理に関すること。

ホ 第十条第一項（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による施術者からの報告の徴収に関すること。

四 柔道整復師法の施行に関する次のこと。

イ 第十八条第一項の規定による柔道整復師に対する業務に必要な指示に関すること。

口 第十九条の規定による施術所の開設及び開設届出事項の変更並びに施術所の休止、廃止及び再開の届出の受理に関すること。

八 第二十一条第一項の規定による施術所の開設者及び柔道整復師からの報告の徴収に関すること。

五 歯科技工法の施行に関する次のこと。

イ 第二十一条の規定による歯科技工所の開設、開設届出事項の変更並びに歯科技工所の休止、廃止及び再開の届出の受理に関すること。

ロ 第二十七条第一項の規定による歯科技工所の開設者及び管理者からの報告の徴収に関すること。

六 理容師法の施行に関する次のこと。

イ 第十一条の規定による理容所の開設、開設届出事項の変更又は廃止の届出の受理に関すること。

ロ 第十一条の規定による理容所の構造設備の検査及び確認に関すること。

八 第十一条の三第二項の規定による地位の承継の届出の受理に関すること。

七 美容師法の施行に関する次のこと。

イ 第十一条の規定による美容所の開設、開設届出事項の変更又は廃止の届出の受理に関すること。

ロ 第十二条の規定による美容所の構造設備の検査及び確認に関すること。

八 第十二条の二第二項の規定による地位の承継の届出の受理に関すること。

八 公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）の施行に関する次のこと。

イ 第二条第一項の規定による営業の許可に関すること。

ロ 第二条の二第二項の規定による地位の承継の届出の受理に関すること。

八 第四条ただし書の規定による患者に対する入浴拒否の特例の許可に関すること。

二 第六条第一項の規定による報告の徴収に関すること。

ホ 公衆浴場法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十七号）

第四条の規定による申請書若しくは届書の記載事項の変更又は営業の全部若しくは一部の停止若しくは廃止の届出の受理に関すること。

九 興行場法の施行に関する次のこと。

イ 第二条第一項の規定による経営の許可に関すること。

ロ 第二条の二第二項の規定による地位の承継の届出の受理に関すること。

八 第五条第一項の規定による営業者等からの報告の徴収に関すること。

十 青森県興行場条例（昭和五十九年六月青森県条例第二十八号）第八条の規定による許可申請書記載事項の変更又は興行場営業の停止、再開若しくは廃止の届出の受理に関すること。

十一 旅館業法の施行に関する次のこと。

イ 第三条第一項の規定による営業の許可に関すること。

ロ 第三条第四項（第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定により教育委員会等に対し意見を求めること。

八 第三条の二第一項及び第三条の三第一項の規定による地位の承継の承認に関すること。

二 第七条第一項の規定による営業者等からの報告の徴収に関すること。

ホ 旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）第四条の規定による申請書記載事項の変更又は営業の全部若しくは一部の停止若しくは廃止の届出の受理に関すること。

十二 クリーニング業法の施行に関する次のこと。

イ 第五条の規定によるクリーニング営業の届出又は届出事項の変更若しくは廃止の届出の受理に関すること。

ロ 第五条の二の規定によるクリーニング所の構造設備の検査及び確認に関すること。

八 第五条の三第二項の規定による地位の承継の届出の受理に

関すること。

十三 食品衛生法の施行に関する次のこと。

イ 第十七条第一項（第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による営業を行う者等からの報告の徴収に関すること（食肉衛生検査所長に委任している事務を除く。）。

ロ 第十九条の十七第六項の規定による食品衛生管理者の設置等の届出の受理に関すること。

ハ 第二十一条第一項（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による飲食店営業その他の営業の許可に関すること。

ニ 第二十一条の二第二項（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による地位の承継の届出の受理に関すること。

ホ 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）第二十一条の規定による営業許可申請事項の変更の届出の受理に関すること。

十四 青森県食品衛生法施行条例（平成十二年三月青森県条例第十八号）の施行に関する次のこと。

イ 別表第一第一号の給水及び汚物処理の基準1の規定による適切な措置に係る指示に関すること。

ロ 別表第一第一号の従事者に係る衛生管理の基準2の規定による検便を受けるべき旨の指示に関すること。

十五 青森県魚介類行商及びアイスクリーム類行商に関する条例（昭和三十四年一月青森県条例第三号）の施行に関する次のこと。

イ 第三条の規定による登録に関すること。

ロ 第四条第二項の規定による登録票及び行商記章の交付に関すること。

ハ 第四条第三項の規定による登録の拒否の通知に関すること。

ニ 第五条の規定による登録の変更及び登録票等の再交付に関すること。

ホ 第九条の規定による廃業の届出及び登録票等の返納の受理に関すること。

ヘ 第十四条の規定による登録の抹消に関すること。

十六 狂犬病予防法の施行に関する次のこと。

イ 第十四条の規定による犬の死体の解剖及び犬の殺処分許可に関すること。

ロ 第十八条第一項の規定によるけい留されていない犬の抑留に関すること。

十七 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の施行に関する次のこと。

イ 第八条第一項の規定による動物取扱業者の届出の受理に関すること。

ロ 第九条第一項及び第二項の規定による動物取扱業者の変更又は飼養施設の使用の廃止の届出の受理に関すること。

ハ 第十条第二項の規定による動物取扱業者の地位の承継の届出の受理に関すること。

ニ 第十二条第一項の規定による改善の勧告に関すること。

ホ 第十三条第一項の規定による動物取扱業者からの報告の徴収に関すること。

ヘ 第十五条第一項の規定による必要な措置の勧告に関すること。

ト 第十五条第三項の規定による市町村の長に対する協力の要請に関すること。

十八 青森県飼い犬の管理及び犬による危害の防止に関する条例（昭和四十年十二月青森県条例第六十二号）の施行に関する次のこと。

イ 第五条の規定による届出の受理に関すること。

ロ 第六条の規定による措置命令に関すること。

ハ 第七条第一項の規定による捕獲及び抑留に関すること。

ニ 第七条第四項の規定による通知及び公示に関すること。

ホ 第七条第五項の規定による処分に関すること。

ヘ 第八条第一項の規定による返還の申請の受理に関すること。

ト 第十条の規定による報告の徴収及び立入調査に関すること。
 十九 化製場等に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 第二条第二項ただし書の規定による死亡獣畜取扱場における処理の許可に関すること。

ロ 第三条第一項（第八条において準用する場合を含む。）の規定による化製場の設置の許可に関すること。

ハ 第三条第二項（第八条において準用する場合を含む。）の規定による化製場の構造設備等の変更の届出の受理に関すること。

ニ 第六条第一項（第八条及び第九条第五項で準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収に関すること。

二十 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 第十二条第一項（第七条第一項及び第十二条第四項において準用する場合を含む。）並びに第十三条第一項及び第二項（これらの規定を第七条第一項及び第十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関すること。

ロ 第十四条第二項の規定による届出の受理に関すること。

ハ 第十七条第一項及び第二項（これらの規定を第七条第一項において準用する場合を含む。）並びに第四十五条第一項及び第二項の規定による健康診断の勧告及び実施に関すること。

ニ 第十八条第一項及び第四項（これらの規定を第七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び確認に関すること。

ホ 第十九条第一項、第二項及び第四項並びに第二十条第一項から第四項まで（これらの規定を第七条第一項及び第二十六条において準用する場合を含む。）並びに第四十六条の規定による入院の勧告及び措置並びに入院期間の延長に関すること。

ヘ 第二十一条（第七条第一項及び第二十六条において準用する場合を含む。）及び第四十七条の規定による移送に関する

こと。

ト 第二十二条第一項及び第四項（これらの規定を第七条第一項及び第二十六条において準用する場合を含む。）並びに第四十八条第一項及び第四項の規定による退院及び確認に関すること。

チ 第二十七条（第七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による消毒の命令及び指示に関すること。

リ 第二十八条（第七条第一項において準用する場合を含む。）の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除の命令及び指示に関すること。

又 第二十九条（第七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による物件に係る措置に関すること。

ル 第三十条第一項（第七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による死体の移動制限等に関すること。

ヲ 第三十条第二項（第七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による埋葬の許可に関すること。

ワ 第三十一条（第七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による水の使用制限等及び指示に関すること。

カ 第三十二条（第七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による建物に係る措置に関すること。

ヨ 第三十三条（第七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による交通の制限又は遮断に関すること。

二十一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 第二十三条第一項、第二十四条、第二十五条、第二十五条の二、第二十六条、第二十六条の二及び第二十九条の五の規定による申請、通報又は届出の受理に関すること。

ロ 第二十七条第一項及び第二項の規定による精神保健指定医の診察に関すること。

ハ 第二十八条第一項の規定による診察の日時及び場所の通知に関すること。

ニ 第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定による

入院措置に関すること。

ホ 第二十九条の二の二第一項の規定による入院措置に係る移送に関すること。

ヘ 第二十九条の四第一項の規定による入院措置の解除（第二十九条の五の規定による診察の結果に基づく場合に限る。）に関すること。

ト 第三十二条第一項の規定による通院医療費の負担に関すること。

チ 第三十四条第一項から第三項までの規定による精神障害者の移送に関すること。

リ 第四十条の規定による仮退院の許可に関すること。

又 第四十五条第二項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付に関すること。

ル 第四十五条第二項の規定による非該当の決定に関すること。

ヲ 第四十五条第四項の規定による認定に関すること。

二十三 青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十五年三月青森県規則第三十号）の施行に関すること。

イ 第四条第一項の規定による措置入院に関する診断書の受理に関すること。

ロ 第七条の規定による保護者等の変更の届出の受理に関すること。

ハ 第八条の規定による措置入院者の死亡の報告書の受理に関すること。

ニ 第十六条第三項の規定による仮退院者の再入院の届出の受理に関すること。

二十三 母体保護法第十五条第一項の規定による受胎調節の実施指導を行う者の指定に関すること。

二十四 母体保護法施行令の施行に関すること。
イ 第一条の規定による指定証及び標識の交付に関すること。
ロ 第三条の規定による指定証の訂正交付に関すること。
ハ 第五条の規定による指定証及び標識の再交付に関すること。

二十五 児童福祉法の施行に関すること。

イ 第二十条第一項の規定による育成医療の給付及びこれに代わる育成医療に要する費用の支給に関すること。

ロ 第二十一条の九第一項の規定による療育の給付に関すること。

二十六 母子保健法の施行に関すること。

イ 第十八条の規定による低体重児の届出の受理に関すること。

ロ 第二十条第一項の規定による養育医療の給付及びこれに代わる養育医療に要する費用の支給に関すること。

二十七 薬事法の施行に関する次のこと（専ら動物のため使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品及び医療用具に係る同法の施行に関するものを除く。）。

イ 第二十六条第一項の規定による一般販売業の許可に関すること。

ロ 第二十六条第三項ただし書の規定による卸売一般販売業に係る医薬品の販売又は授与の相手方の変更の許可に関すること。

ハ 第二十八条第一項の規定による薬種商販売業の許可に関すること。

ニ 第三十条第一項の規定による配置販売業の許可に関すること（二以上の所管区域にわたる区域を配置区域とする配置販売業に係るものを除く。）。

ホ 二に係る第三十二条の規定による配置販売業者又はその販売員に係る配置従事の届出の受理に関すること。

ヘ 二に係る第三十三条第一項の規定による配置販売業者又はその販売員に係る配置従事者の身分証明書の交付に関すること。

ト 第三十五条の規定による特例販売業の許可に関すること。

チ 第三十八条及び第四十条において準用する第十条の規定による医薬品の販売業並びに医療用具の販売業及び賃貸業の廃止、休止及び再開並びに許可事項及び届出事項の変更の届出の受理に関すること。

リ 第三十九条第一項の規定による医療用具の販売業及び賃貸業の届出の受理に関する事。

又 第六十九条第二項及び第三項の規定による医薬品の販売業者並びに医療用具の販売業者及び賃貸業者からの報告の徴収に関する事。

ル 薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号。以下この号において「令」という。）第三条第一項の規定による医薬品の販売業の許可証の書換え交付に関する事。

ヲ 令第四条第一項の規定による医薬品の販売業の許可証の再交付に関する事。

ワ 令第四条第三項及び第四条の二の規定による医薬品の販売業の許可証の受理に関する事。

二十八 毒物及び劇物取締法の施行に関する次の事。

イ 第四条の規定による販売業の登録に関する事。

ロ 第七条第三項（第二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定による販売業の毒物劇物取締責任者の氏名及び変更の届出の受理に関する事。

ハ 第十条第一項の規定による登録を受けている販売業者の氏名等の変更及び営業の廃止の届出の受理に関する事。

二 第十七条第二項（第二十二条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による毒物劇物販売業者からの報告の徴収に関する事。

ホ 第二十一条第一項の規定による販売業者及び特定毒物使用者であつた者からの特定毒物の品名等の届出の受理に関する事。

ヘ 第二十二条第一項から第三項までの規定による業務上取扱者の届出等の受理に関する事。

ト 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号。以下この号において「令」という。）第十一条第一号、第十六条第一号、第二十二条第一号及び第二十八条第一号の規定による特定毒物使用者の指定に関する事。

チ 令第十三条第一号ロ及びビ、第十八条第一号ロ、二、ホ及び

びへ並びに第二十四条第一号ロ、二、ホ及びへへの規定による実地指導員の指定に関する事。

リ 令第三十五条第一項の規定による毒物劇物営業者の登録票の書換え交付に関する事。

又 令第三十六条第一項の規定による毒物劇物営業者の登録票の再交付に関する事。

ル 令第三十六条第三項及び第三十六条の二第一項の規定による毒物劇物営業者から返納された登録票の受理に関する事。

二十九 温泉法の施行に関する次の事。

イ 第十三条第一項の規定による温泉の利用の許可に関する事。

ロ 第十四条第三項の規定による利用施設内に掲示する内容の届出の受理に関する事。

ハ 第三十条第一項の規定による温泉採取者及び温泉施設管理者からの報告（青森県温泉法施行細則（昭和五十二年三月青森県規則第十号）第五条及び第六条の規定に係るものを除く。）の徴収に関する事。

三十 水道法の施行に関する次の事。

イ 第三十六条第三項の規定による必要な措置に係る指示に関する事。

ロ 第三十九条第三項の規定による簡易専用水道の設置者からの報告の徴収に関する事。

三十一 栄養改善法の施行に関する次の事。

イ 第九条の二第三項の規定による集団給食施設の指定に関する事。

ロ 第十一条第一項の規定による報告の徴収に関する事。

三十二 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）の施行に関する次の事。

イ 第五条第一項及び第二項の規定による特定建築物についての届出の受理並びに同条第三項の規定による特定建築物についての届出事項の変更等の届出の受理に関する事。

ロ 第十二条の二第一項の規定による事業の登録に関する事。

健康福祉こどもセンターの福祉部長

- 一 児童福祉法の施行に関する次のこと。
- イ 第二十一条の十第三項の規定による短期間入所及び短期間入所の委託の措置に関すること（市の福祉に関する事務所の所管区域に係るものを除く。）。
- ロ 第二十二条第一項の規定による助産の実施に関すること。
- ハ 第三十条の二の規定による児童の保護についての指示及び報告の徴収に関すること（助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童館の長に対するものに限る。）。
- ニ 第三十一条第一項の規定による保護の継続の実施に関すること。
- ホ 第三十四条の四第一項の規定による児童居宅生活支援事業を行う者からの報告の徴収に関すること。
- ヘ 第三十五条第三項の規定による児童福祉施設の設置の届出の受理に関すること。
- ト 第三十五条第六項の規定による児童福祉施設の廃止及び休止の届出の受理に関すること。
- チ 第四十六条第一項の規定による児童福祉施設の設置者及び児童福祉施設の長に対する必要な報告の徴収に関すること（大型法人等設置施設及び助産施設の設置者並びにこれらの長に係るものを除く。）。
- リ 第四十六条第三項の規定による児童福祉施設の設置者に対する報告に関すること（大型法人等設置施設及び助産施設に係るものを除く。）。
- 二 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の施行に関する次のこと（保育所及び児童館に係るものに限る。）。
- イ 第三十七条第二項及び第三項の規定による申請書の受理に関すること。
- ロ 第三十七条第四項及び第六項の規定による建物その他設備の規模及び構造並びにその図面等の変更の届出の受理に関すること。
- ハ 第三十七条第五項の規定による名称、種類及び位置等の変

- 更の届出の受理に関すること。
- 二 第三十八条第二項の規定による児童福祉施設の廃止及び休止の承認の申請の受理に関すること。
- 三 生活保護法の施行に関する次のこと。
- イ 第二十四条の規定による保護の開始及び変更の申請の受理、保護の要否等の決定及び通知に関すること。
- ロ 第二十五条第一項及び第二項の規定による職権による保護の開始及び変更並びに通知に関すること。
- ハ 第二十七条第一項の規定による被保護者に対する指導及び指示に関すること。
- ニ 第二十八条第一項の規定による要保護者の検診の命令に関すること。
- ホ 第三十条第一項ただし書の規定による被保護者の施設への入所若しくは入所の委託又は私人の家庭への養護の委託に関すること。
- ヘ 第三十一条第一項の規定による生活扶助の給付に関すること。
- ト 第三十二条第一項の規定による教育扶助の給付に関すること。
- チ 第三十三条第一項の規定による住宅扶助の給付に関すること。
- リ 第三十四条第一項の規定による医療扶助の給付に関すること。
- 又 第三十四条の二第一項の規定による介護扶助の給付に関すること。
- ル 第三十五条第一項の規定による出産扶助の給付に関すること。
- ヲ 第三十六条第一項の規定による生業扶助の給付に関すること。
- ワ 第三十七条第一項の規定による葬祭扶助の給付に関すること。
- カ 第八十条の規定による前渡した保護金品の返還の免除に関すること。

すること。

ヨ 第八十一条の規定による後見人の選任の請求に関すること。

四 身体障害者福祉法第三十九条第一項の規定による身体障害者居宅生活支援事業等を行う者からの報告の徴収に関すること。

五 戦傷病者特別援護法の施行に関する次のこと。

イ 第二十条第一項の規定による更生医療の給付に関すること。

ロ 第二十一条第一項の規定による補装具の支給及び修理に関すること。

六 知的障害者福祉法第十五条の三第三項の規定による短期間入所及び短期間入所の委託の措置に関すること。

七 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 第十七条の規定による障害児福祉手当の支給に関すること。

ロ 第十九条（第二十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による支給資格の認定に関すること。

ハ 第二十二條第二項（第二十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による返還金の徴収に関すること。

ニ 第二十四条第一項（第二十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による不正利得の徴収に関すること。

ホ 第二十六条及び第二十六条の五において準用する第五条第二項の規定による支給資格の認定に関すること。

ヘ 第二十六条の二の規定による特別障害者手当の支給に関すること。

ト 第三十五条の規定による届出等の受理に関すること（障害児福祉手当及び特別障害者手当に係るものに限る。）。

チ 第三十六条の規定による調査に関すること（障害児福祉手当及び特別障害者手当に係るものに限る。）。

リ 第三十七条の規定による官公署に対する書類の閲覧及び資料の提供並びに銀行等に対する報告の請求に関すること（障害児福祉手当及び特別障害者手当に係るものに限る。）。

八 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条及び第九十八条の規定による福祉手当の

支給等に関すること。

九 社会福祉法の施行に関する次のこと（大型法人等設置施設を設置する社会福祉法人に係るものを除く。）。

イ 第五十六条第一項の規定による報告の徴収に関すること。

ロ 第七十条の規定による報告の徴収に関すること。

一 児童福祉法の施行に関する次のこと。

イ 第二十一条の十第三項の規定による短期間入所及び短期間入所の委託の措置に関すること（市の福祉に関する事務所の所管区域に係るものに限る。）。

ロ 第三十条第一項及び第二項の規定による届出の受理に関すること。

ハ 第三十条の二の規定による児童の保護についての指示及び報告の徴収に関すること（第三十条第一項に規定する者に対するものに限る。）。

別表第五西北地方福祉事務所鰺ヶ沢支所の支所長の項中「西北地方福祉事務所鰺ヶ沢支所の支所長」を「西北地方健康福祉こどもセンター福祉部の鰺ヶ沢町駐在の次長に改め、同項の第三号中八を削り、二を八とし、ホをニとし、ヘをホとし、同項の第四号中「の施行」を「第十五条の三第三項の規定による短期間入所及び短期間入所の委託の措置」に改め、「次の」を削り、同号イ及びロを削り、同項の次に次のように加える。

西北地方福祉事務所鰺ヶ沢支所の支所長	一 児童福祉法第二十三条第一項の規定による母子保護の実施に関すること。 二 知的障害者福祉法第十六条第一項及び第三項の規定による措置に関すること（居住地の明らかな知的障害者に係るものに限る。）。
--------------------	--

別表第五児童相談所の支所の支所長の項を次のように改める。

農林水産事務所の管理	一 工事の監督に関すること。 二 公共事業の施行に必要な河川法第二十条の規定による承認並
------------	---

課等担当の
次長

びに第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項及び第五十七条第一項の規定による許可の申請に関すること。

三 登記の嘱託に関すること。

四 青森県国有土地改良財産管理委託規則（昭和三十五年五月青森県規則第二十九号）の施行に関すること。

五 換地処分に係る次の事務の委任に関すること。

イ 換地計画樹立のための基礎調査

ロ 換地計画及び一時利用地指定に係る原案の作成

ハ 換地計画書の作成

ニ 換地処分通知書及び一時利用地指定通知書の作成

ホ 確定測量

六 土地改良法の施行に関する次のこと。

イ 第十八条第十六項（第六十八条第二項及び第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関すること。

ロ 第十八条第十七項（第六十八条第二項及び第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による公告に関すること。

ハ 第四十九条第一項（第八十四条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）の規定による応急工事計画の認可に関すること。

ニ 第五十二条第一項（第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）の規定による換地計画の認可に関すること。

ホ 第五十二条の二第二項（第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）の規定による適否の決定等に関すること。

ヘ 第五十三条の四第一項（第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）の規定による換地計画の変更の認可に関すること。

ト 第五十三条の四第二項（第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）において準用する第五十二条の二第二項の規定による適否の決定等に関すること。

チ 第五十四条第三項（第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関すること。

リ 第五十四条第四項（第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）の規定による公告に関すること。

又 第八十九条の二第三項において準用する第五十三条の二の三第三項の規定による仮清算金の支払に関すること。

ル 第八十九条の二第八項において準用する第五十三条の八第三項の規定による仮清算金の支払に関すること。

ヲ 第八十九条の二第十項において準用する第五十四条の三の規定による清算金の徴収及び支払に関すること。

ワ 第八十九条の二第十一項の規定による清算金に相当する額の金銭の支払及び徴収に関すること。

カ 第九十五条第一項の規定による認可に関すること。

キ 第九十五条第三項、第九十五条の二第三項及び第九十六条の二第五項において準用する第八十八条第一項並びに第九十六条の二第五項において準用する第四十八条第九項において準用する第八十八条第一項の規定による適否の決定等に関すること。

ク 第九十五条の二第二項の規定による認可に関すること。

ケ 第九十六条の二第二項の規定による同意に関すること。

コ 第九十六条の二第六項（第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定による農業協同組合からの意見の聴取に関すること。

ク 第九十六条の三第一項の規定による同意に関すること。

ネ 第九十六条の二第二項の規定による届出の受理に関すること。

ニ 第九十六条の二第二項及び第三項の規定による公告に関すること。

ハ 第九十六条の三の規定による管轄登記所への届出に関すること。

ヘ 第九十六条の三の規定による清算金の供託に関すること。

- ウ 第三百三十二条第一項（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収及び業務又は会計の状況の検査に關すること（知事が毎年度指定した土地改良区及び土地改良区連合に係るものに限る。）。
- 七 青森県土地改良事業団体連合会の委託を受けて行う土地改良事業に關する技術的援助に關すること。
- 八 青森県所有土地改良事業用揚水機等貸付規程（昭和三十七年七月青森県告示第五百五十五号）の施行に關すること。
- 九 土地改良区、土地改良区連合及び共同施行体の役員等の証明に關すること。
- 十 農林漁業金融公庫からの委託に係る調査委嘱規則（昭和五十年農公規則第三号）第二条の規定による調査及び書類の提出に關すること（農業基盤整備資金（牧野の改良、造成又は復旧の事業に係るものを除く。）に係るものに限る。）。
- 十一 農林水産省所管に係る海岸法の施行に關すること（漁港管理者の長が管理するものに係るものを除く。）。
- イ 第七条第一項の規定による占用の許可（工作物の設置に係る許可（占有期間満了後設置工作物の種類、構造、規模等を変更しないで引き続き占有する場合のものを除く。）を除く。）に關すること。
- ロ 第八条第一項第一号の規定による土石の採取の許可に關すること。
- ハ イ及びロに係る第十条第二項の規定による国等の行為に係る協議に關すること。
- ニ 第十八条第一項の規定による他人の土地等の立入り及び一時使用に關すること。
- ホ 第二十条第一項の規定による報告の徴収及び資料の提出の要求に關すること。
- 十二 前号イ及びロに係る青森県海岸占用料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第八十二号）第四条の規定による占用料等の減免に關すること。

別表第五農林水産事務所の水産事務所長の項の前に次のように加える。

農林水産事務所の家畜保健衛生所の家畜保健衛生所長

- 一 家畜伝染病予防法の施行に關すること。
- イ 第十七条第一項及び第二項の規定による殺処分に關すること。
- ロ 第二十条第一項の規定による病性鑑定のための処分に關すること。
- ハ 第五十八条第四項の規定による評価人の選定に關すること。
- ニ 専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品及び医療用具に係る薬事法の施行に關すること。
- イ 第二十六条第一項の規定による一般販売業の許可に關すること。
- ロ 第二十六条第三項ただし書の規定による卸売一般販売業に係る医薬品の販売又は授与の相手方の変更の許可に關すること。
- ハ 第二十八条第一項の規定による薬種商販売業の許可に關すること。
- ニ 第三十条第一項の規定による配置販売業の許可に關すること（二以上の所管区域にわたる区域を配置区域とする配置販売業に係るものを除く。）。
- ホ 二に係る第三十二条の規定による配置販売業者又はその販売員に係る配置従事の届出の受理に關すること。
- ヘ 二に係る第三十三条第一項の規定による配置販売業者又はその販売員に係る配置従事者の身分証明書の交付に關すること。
- ト 第三十五条の規定による特例販売業の許可に關すること。
- チ 第三十八条及び第四十条において準用する第十条の規定による医薬品の販売業並びに医療用具の販売業及び賃貸業の廃止、休止及び再開並びに許可事項及び届出事項の変更の届出の受理に關すること。
- リ 第三十九条第一項の規定による医療用具の販売業及び賃貸業の届出の受理に關すること。

別表第五農林水産事務所の水産事務所の水産事務所長の項の次に次のように加える。

- 又 第六十九条第二項及び第三項の規定による医薬品の販売業者並びに医療用具の販売業者及び賃貸業者からの報告の徴収に関すること。
- ル 薬事法施行令（以下この号において「令」という。）第三条第一項の規定による医薬品の販売業の許可証の書換え交付に関すること。
- ヲ 令第四条第一項の規定による医薬品の販売業の許可証の再交付に関すること。
- ワ 令第四条第三項及び第四条の二の規定による医薬品の販売業の許可証の受理に関すること。
- 三 獣医療法第三条の規定による診療施設の開設、休止及び廃止並びに開設届出事項の変更の届出の受理に関すること。
- 四 家畜改良増殖法の施行に関する次のこと。
 - イ 第十六条第一項の規定による家畜人工授精師の免許に関すること。
 - ロ 第十八条の規定による家畜人工授精師免許証の交付に関すること。
 - ハ 第十九条第一項の規定による家畜人工授精師の免許の取消しに関すること。
 - ニ 第二十四条の規定による家畜人工授精所の開設の許可に関すること。
 - ホ 第二十六条第一項の規定による家畜人工授精所の開設の許可の取消しに関すること。
- ヘ 家畜改良増殖法施行令（昭和二十五年政令第二百六十九号、以下この号において「令」という。）第九条の規定による家畜人工授精師免許証の書換え交付に関すること。
- ト 令第十条の規定による家畜人工授精師免許証の再交付及び返納の受理に関すること。
- チ 令第十一条の規定による家畜人工授精師免許証の返納の受理及び返還に関すること。

農林水産事務所の漁港
漁場整備事務所の漁港
漁場整備事務所長

- 一 工事の監督に関すること。
- 二 公共事業の施行に必要な河川法第二十條の規定による承認並びに第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項及び第五十七条第一項の規定による許可の申請に関すること。
- 三 登記の嘱託に関すること。
- 四 漁港漁場整備法の施行に関する次のこと。
 - イ 第三十九条第一項の規定による許可（工作物の建設又は改良に係る許可（占用期間満了後設置工作物の種類、構造、規模等を変更しないで引き続き占用する場合のものを除く。）を除く。）に関すること。
 - ロ イに係る第三十九条第三項の規定による条件の附加に関すること。
 - ハ イに係る第三十九条第四項の規定による協議に関すること。
 - ニ 第三十九条第五項の規定による区域の指定及び同項第二号の規定による物件の指定に関すること（指定の期間が一月未満に係るものに限る。）。
 - ホ ニに係る第三十九条第六項の規定による指定及び廃止の公示に関すること。
- 五 青森県漁港管理条例の施行に関する次のこと。
 - イ 第五条第一項の規定による危険物等を積載した船舶の停泊等の場所の指示及び同条第二項の規定による危険物等の陸揚げ、船積み又は積替えの許可に関すること。
 - ロ 第七条第二項の規定による漁港施設における陸揚げ場所等の指示及び同条第三項ただし書の規定による漁獲物等の陸揚げ又は船積み等の終わった船舶の継続停泊の許可に関すること。
 - ハ 第八条の規定による占用等の許可に関すること。
 - ニ 第九条の規定による甲種漁港施設の使用の届出の受理に関すること。
 - ホ 第十一条第四項の規定による漁港施設占用料等及び土砂採取料等の減免に関すること。
- ヘ 第十二条の規定による指定漁港及び第三種漁港の入出港の

<p>青森県土整備事務所 虫・駒込夕 ム建設所の ダム建設所 長</p>	<p>一 工事の監督に関すること。</p>	<p>届出の受理に関すること。</p>	<p>六 漁港施設用地及び漁港の区域内の農林水産省所管の国有財産と隣接地との協議による境界の確定に関すること。</p> <p>七 農林水産省所管に係る海岸法の施行（漁港管理者の長が管理するものに係るものに限る。）に関する次のこと。</p> <p>イ 第七条第一項及び第三十七条の四の規定による占用の許可（工作物の設置に係る許可（占用期間満了後設置工作物の種類、構造、規模等を変更しないで引き続き占用する場合のものを除く。）を除く。）に関すること。</p> <p>ロ 第八条第一項第一号及び第三十七条の五第一号の規定による土石の採取の許可に関すること。</p> <p>ハ イ及びロに係る第十条第二項（第三十七条の八において準用する場合を含む。）の規定による国等の行為に係る協議に関すること。</p> <p>ニ 第十八条第一項（第三十七条の八において準用する場合を含む。）の規定による他人の土地等の立入り及び一時使用に関すること。</p> <p>ホ 第二十条第一項の規定による報告の徴収及び資料の提出の要求に関すること。</p> <p>ハ 前号イ及びロに係る青森県海岸占用料等徴収条例第四条の規定による占用料等の減免に関すること。</p> <p>九 青森県市町村管理漁港工事設計受託規程（昭和四十七年七月青森県告示第五百五十四号）の施行に関すること。</p>
<p>青森県土整備事務所 長</p>	<p>一 工事の監督に関すること。</p> <p>二 公共事業の施行に必要な河川法第二十条の規定による承認並</p>		

<p>市公園事務所 の都市公園事務所長</p>	<p>びに第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項及び第五十七条第一項の規定による許可の申請に関すること。</p> <p>三 都市公園法の施行に関する次のこと（青森県総合運動公園（運動施設区域を除く。）及び青い森公園に係るものに限る。）</p> <p>イ 第六条第一項の規定による都市公園の占用の許可及び同条第三項の規定による許可事項の変更の許可に関すること。</p> <p>ロ 第九条の規定による都市公園の占用に係る協議に関すること。</p> <p>ハ 第十条第二項の規定による必要な指示に関すること（第五条第二項の規定による許可に係るものを除く。）。</p> <p>四 青森県都市公園条例（昭和五十三年三月青森県条例第四号）の施行に関する次のこと（青森県総合運動公園（運動施設区域を除く。）及び青い森公園に係るものに限る。）</p> <p>イ 第五条第一項の規定による行為の許可に関すること。</p> <p>ロ 第七条の規定による許可の取消し等の監督処分に関すること。</p> <p>ハ 第十一条第一項の規定による使用料の徴収、同条第二項の規定による使用料の減免及び同条第三項の規定による使用料の還付に関すること。</p>
<p>県土整備事務所 の港湾管理事務所長</p>	<p>一 工事の監督に関すること。</p> <p>二 公共事業の施行に必要な河川法第二十条の規定による承認並びに第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項及び第五十七条第一項の規定による許可の申請に関すること。</p> <p>三 国土交通省所管の国有財産の管理に関する次のこと。</p> <p>イ 国有財産（青森県国有財産管理規則（平成七年五月青森県規則第三十一号。以下この号において「規則」という。）第二条に規定する国有財産をいう。ロ、リ及びヌにおいて同じ。）の使用（次に掲げる場合の使用で、一件の使用面積が十平方メートル以下のものに限る。）の許可（青森県国有財産使用料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第七十六号。以下この号及び次号において「使用料徴収条例」という。）第五</p>

条第二号に係るものを除く。）に關すること。

(1) 電柱、電線、水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設の敷地の用に供するとき。

(2) 通路、材料置場、網干場、船揚場その他これらに類する施設の敷地の用に供するとき。

(3) 一時的に設置する駐車場、休憩所、遊戯場、露店、商品置場その他これらに類する施設の敷地の用に供するとき。

(4) 農地又は採草放牧地の用に供するとき。

(5) 水面使用に係るとき。

口 国有財産の収益の許可（使用料徴収条例第五条第二号に係るものを除く。）に關すること。

ハ イ及びロに係る規則第六条の変更の許可に關すること。

ニ イ及びロに係る規則第七条の規定による変更の届出の受理に關すること。

ホ イ及びロに係る規則第八条ただし書の規定による承認に關すること。

ヘ イ及びロに係る規則第九条第二項の規定による地位承継の届出の受理に關すること。

ト イに係る規則第十一条第一項ただし書の規定による認定に關すること。

チ 国有財産と隣接地との協議による境界の確定に關すること。

リ 国有財産に係る土地改良法第五条第六項（同法において準用する場合を含む。）の規定による承認に關すること。

又 国有財産に係る土地区画整理法第七条（同法において準用する場合を含む。）の規定による承認に關すること。

四 前号イ及びロに係る使用料徴収条例第五条（第二号を除く。）の規定による使用料の減免に關すること。

五 港湾法の施行に關する次のこと。

イ 第三十七条第一項第一号の規定による港湾区域内の水域及び公共空地の占用の許可（工作物の設置に係る許可（占有期間満了後設置工作物の種類、構造、規模等を変更しないで引き続き占有する場合のものを除く。）を除く。）に關すること。

口 第三十七条第一項第二号の規定による港湾区域内の水域及び公共空地における土砂の採取の許可に關すること。

ハ イ及びロに係る第三十七条第三項の規定による協議に關すること。

二 第五十六条第一項の規定による知事が定めて公告した水域の一部の占用の許可（工作物の設置に係る許可（占有期間満了後設置工作物の種類、構造、規模等を変更しないで引き続き占有する場合のものを除く。）を除く。）及びその水域における土砂の採取の許可に關すること。

ホ 二に係る第五十六条第三項において準用する第三十七条第三項の規定による協議に關すること。

六 青森県港湾管理条例の施行に關すること。

イ 第三条の規定による港湾施設使用の許可に關すること。

ロ 第四条の規定による貨物の種類の制限に關すること。

ハ 第六条の規定による設備の設置の承認に關すること。

二 第七条第二項の規定による使用期間更新の承認に關すること。

ホ 第十二条の規定による入港の届出の受理に關すること。

ヘ 第十三条第三項の規定による使用料の減免に關すること。

ト 前号イ、ロ及び二に係る第十四条第三項の規定による占有料等の減免に關すること。

チ 第十五条第一項の規定による入港料の徴収及び同条第三項の規定による入港料の減免に關すること。

七 港湾施設用地と隣接地との協議による境界の確定に關すること。

八 国土交通省所管に係る海岸法の施行に關すること。

イ 第七条第一項の規定による占用の許可（工作物の設置に係る許可（占有期間満了後設置工作物の種類、構造、規模等を変更しないで引き続き占有する場合のものを除く。）を除く。）に關すること。

ロ 第八条第一項第一号の規定による土石の採取の許可に關すること。

- ハ イ及びロに係る第十条第二項の規定による国等の行為に係る協議に関すること。
- ニ 第十八条第一項の規定による他人の土地等の立入り及び一時使用に関すること。
- ホ 第二十条第一項の規定による報告の徴収及び資料の提出の要求に関すること。
- ヘ イ及びロに係る青森県海岸占用料等徴収条例第四条の規定による占用料等の減免に関すること。

別表第五港湾管理事務所の駐在主任の項中「港湾管理事務所」を「県土整備事務所」の港湾管理所の駐在主任に改め、同項の第一号ロを削る。

別表第七県税事務所の総務課長（青森県税事務所にあつては、管理課長）の項中「青森県税事務所にあつては、管理課長」を削る。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

発行所・発行人	青森市長島二丁目一番一号 青 森 県
印刷所・販売人	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十七円八十五銭